

## 委任状

令和 年 月 日

## 委任者（本人）

住 所 .....

氏 名 ..... 生年月日 大・昭・平 年 月 日

電話番号 ..... - .....

## 受任者（代理人）

住 所 .....

氏 名 ..... 生年月日 大・昭・平 年 月 日

電話番号 ..... - .....

私（委任者）は受任者を代理人と定め、下記の手続に関する権限を委任します。

## （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表のうち）

委任するものに✓してください

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険に関する事    | <input type="checkbox"/> 児童手当に関する事     |
| <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に関する事 | <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当に関する事 |
| <input type="checkbox"/> 介護保険に関する事      | <input type="checkbox"/> 養育医療に関する事     |
| <input type="checkbox"/> 生活保護に関する事      | <input type="checkbox"/> 地方税に関する事      |
| <input type="checkbox"/> 障害福祉に関する事      | <input type="checkbox"/> 災害対策に関する事     |
| <input type="checkbox"/> 市営住宅に関する事      | <input type="checkbox"/> その他（ ）        |

## 代筆の場合（代筆者の身分証明書の写しの添付必須）

理由  身体等の障害により自筆不可能のため 生命・身体・自由・財産などを守るため委任者（本人）が自筆する暇がないとき

代筆者氏名〔 〕 委任者との続柄〔 〕

委任状でお手続きの際には、各事務で定められた書類等の他に、下記①～③が必要になります。

## ① 委任状（記載の日から6か月以内のものに限る）

## ② 受任者（代理人）の身元（実存）確認ができるもの・原本

## → 1点確認でよいもの

- 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- 官公署から発行・発給された書類、その他これに類する書類で【顔写真+氏名+生年月日】又は【顔写真+氏名+住所】が記載されているもの
- 法人の場合は、登記事項証明書等及び来庁者と当該法人との関係を証する書類

## → 2点以上の確認が必要なもの

- 公的医療保険の保険証・資格確認書、介護保険証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書
- 官公署から発行・発給された書類、その他これに類する書類で【氏名+生年月日】又は【氏名+住所】が記載されている書類

◆顔写真・氏名・生年月日・住所を基準に1点又は2点以上の確認を行うものの具体例

- |                |             |              |            |   |
|----------------|-------------|--------------|------------|---|
| ・ 船員手帳         | ・ 小型船舶操縦免許証 | ・ 宅地建物取引主任者証 | ・ 教習資格認定証  |   |
| ・ その他国家資格証や認定証 | ・ 学生証       | ・ 社員証        | ・ 介護支援専門員証 | 等 |

## ③ 委任者（本人）の個人番号が確認できるものの原本又は写し

→ 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致しているときは、引き続き番号確認書類として利用できます。